平成２７年（フ）第１０５８３号
東京都世田谷区池尻２－37－12　スカイビュー246　203号室、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区鷹番２丁目18番３号
破産者　有限会社マビヨン
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５８４号
広島県福山市胡町３－２、開始決定時の住所東京都目黒区鷹番２丁目18－３－403
破産者　村崎　裕子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６８６号
茨城県守谷市みずき野６丁目１番地１
破産者　株式会社創栄
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６８７号
東京都新宿区岩戸町12　レベッカビル1101
破産者　河内　康延
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６９４号
東京都中央区銀座１丁目19番14号
破産者　有限会社ユニーク
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７０２号
東京都台東区東上野１丁目11番５号
破産者　有限会社オーアンドケイ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７０３号
神奈川県横浜市磯子区杉田９丁目５－10
破産者　大澤　邦夫
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１２号
東京都中央区月島３丁目28番３号
破産者　有限会社芙蓉書房
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１３号
埼玉県川越市志多町19－１－405
破産者　山崎　蓉子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４２号
東京都町田市金森６丁目９番11号
破産者　シーアンドケイ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７１号
東京都江東区古石場１丁目１番２号　加藤ビル４Ｆ
破産者　株式会社こころ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７２号
東京都江東区富岡２丁目８－５－202
破産者　蛯名　敏彦
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７７９号
東京都荒川区南千住８丁目５番７号
破産者　株式会社ＴＥＳニューエナジー
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６３号
東京都渋谷区千駄ヶ谷１－30－８、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区大京町31番地27
破産者　有限会社Ｋ＆Ｙプランニング
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６５号
東京都葛飾区新小岩２丁目14－14－306　アーバンヒルズ新小岩第２
破産者　細矢　三孝
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８７１号
東京都八王子市横山町６番13号
破産者　株式会社泰斗
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８７２号
東京都福生市南田園２丁目16　福生団地９－305
破産者　石川　泰彦
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８７４号
神奈川県横浜市都筑区加賀原２丁目14番16号
破産者　株式会社ショウワ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８７５号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉５丁目25－８－102、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区春岡２丁目13－14　フローラリアⅡ105
破産者　齋藤　　学
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８７６号
神奈川県横浜市鶴見区上末吉５丁目25－８－102、開始決定時の住所埼玉県さいたま市見沼区春岡２丁目13－14　フローラリアⅡ105
破産者　齋藤　　洋
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８８２号
東京都新宿区新宿２丁目２番10号
破産者　株式会社システムバイス
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部